

めぐりの森の一部における公募事業の実施に係る覚書(案)

## 湘南国際村「めぐりの森の一部」における公募事業の実施に関する覚書

神奈川県知事黒岩祐治（以下「甲」という。）と、●●（以下「乙」という。）は、湘南国際村B・C地区（以下「めぐりの森」という。）の利活用として乙が提案した事業（以下「公募事業」という。）の実施について、次のとおり覚書を締結する。

### （総則）

第1条 乙は、めぐりの森の土地利用計画である「緑の再生・保全及び自然環境を生かした活用」を図るため、公募事業について、湘南国際村基本計画に沿った事業計画を策定し実施する。

### （事業名及び内容）

第2条 公募事業の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ●●
- (2) 内容 ●●

### （使用する土地）

第3条 甲は、乙が公募事業を実施できるよう、乙に対し次の土地の使用を認める。

- (1) 土地の名称 めぐりの森の一部
- (2) 土地の所在 横須賀市湘南国際村二丁目
- (3) 土地の種類 山林
- (4) 使用する場所 別添事業計画に表示された場所（以下「使用場所」という。）
- (5) 使用する面積

### （実施期間）

第4条 公募事業の実施期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

- 2 令和●年●月●日（※前項の実施期間満了日）以降の事業継続については、甲が事業実施期間終了の6か月前までに事業の検証を行い、3か月前までに継続の可否について決定する。

### （実施条件）

第5条 乙は、公募事業の計画及び実施に当たり、次の第6条から第15条に定める条件（以下「実施条件」という。）を遵守しなければならない。

### （事業実施主体）

第6条 乙は、事業の実施に当たっては、自らが事業主体となり、実施事業の推進に責任を持って当たるとともに、事業推進体制を明らかにしなければならない。

### （法令等の遵守）

第7条 乙は、第3条に規定する土地の使用について、土地利用に関連する法令等を遵守し、許認可庁の指導に確実に従わなければならない。

- 2 乙は、法令等の遵守状況について甲から報告を求められた場合、速やかに従わなければならない。

(情報の開示)

第8条 乙は、公募事業の実施状況について甲と協議の上、適時・適切に情報を開示する。

(事業の会計)

第9条 公募事業の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、公募事業の初年度については、第4条第1項に規定する本覚書締結の日から当該事業年度の末日である3月31日までとする。

2 乙は、事業年度ごとに会計記録を作成し、各事業年度の終了後、甲に速やかに報告するとともに、5年間保存する。

(進捗状況の報告)

第10条 乙は、甲及び「湘南国際村めぐりの森保全活用協議会」（以下「協議会」という。）に、四半期に一度、事業の進捗状況（甲が必要と認めた場合は財務状況を含む）を報告しなければならない。

2 前項の報告について、甲から乙に対して指導・指示があった場合、乙は確実に対応するとともに、対応の結果・状況を甲に速やかに報告しなければならない。

3 第1項の報告について、協議会から乙に対して提言・意見があった場合、乙は真摯に対応するとともに、対応の結果・状況を協議会に速やかに報告しなければならない。

(使用場所の管理)

第11条 乙は、使用場所について常に適切な管理や維持を行わなければならない。

(事業実施に係る損失)

第12条 乙が公募事業を実施したことにより生じた損失は乙の自己責任とし、甲は補償を行わない。

(土地の使用に伴う負担等)

第13条 乙が公募事業のために使用する土地の使用料は無料とする。また、公募事業の実施により生じた公租公課、その他の負担については、全て乙の負担とする。

(事業の変更・中止)

第14条 乙は、公募事業の内容を変更しようとする場合、事前に甲と協議し、その承認を得なければならない。

2 甲は、使用場所を公用または公共用に供する必要が生じた場合、乙と事前に協議した上で、事業の変更または中止を決定する。

(近隣住民への説明)

第15条 乙は、公募事業の実施にあたり、近隣住民に十分説明し理解を得ることとする。

2 甲は、前項の乙の説明に協力することとする。

(覚書の解除)

第16条 乙が実施条件に違反した場合若しくは違反するおそれがある場合、又は、乙が次に該当することとなった場合若しくは該当することが明らかとなった場合、甲はこの覚書を解除することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体等
  - (2) 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けている団体等
  - (3) 会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は再生手続をしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く）
  - (4) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない法人
  - (5) 公序良俗に反する事業を行う団体等
  - (6) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
  - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体等
  - (9) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む団体等
- 2 乙の責に帰すべき事由により、公募事業の実施期間内に着手の見込みがないことが明らかになったとき、甲はこの覚書を解除することができる。

（原状回復）

第17条 乙は、公募事業の実施期間の満了により公募事業を終了する場合は満了日まで、また、甲がこの覚書を解除又は公募事業を中止する場合は別に指定する期日まで、乙の負担により使用場所を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状回復をする必要がないと認めたときはその限りではない。

（管轄裁判所）

第18条 この覚書について訴訟が生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属裁判所とする。

（その他）

第19条 この覚書に定めのない事項及びこの協定の実施に関する事項については、別途甲乙協議して定める。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。